

公取企第135号  
20220912 中庁第3号  
国住指第264号  
令和4年9月16日

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会  
会長 児玉 耕二 殿

公正取引委員会事務総局取引部長  
中小企業庁事業環境部長  
国土交通省大臣官房審議官（住宅局担当）  
（公印省略）

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」  
の実施に向けた法遵守状況の自主点検について（要請）

令和3年12月27日、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」といいます。）が取りまとめられました。

転嫁円滑化施策パッケージにおいては、「法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う」こととされています。（参考1）

令和4年5月31日、公正取引委員会及び中小企業庁は、転嫁円滑化施策パッケージに基づく取組として、令和3年度における下請法違反被疑事件の処理状況、荷主と物流事業者との取引に関する調査結果に基づき、事例、実績、業種別状況等について、「価格転嫁に係る業種分析報告書」として取りまとめました。（参考2③）

同報告書においては、日本標準産業分類（中分類）を基に、下請法違反行為類型である「買いたたき」、「減額」及び「支払遅延」の3類型を合計した処理件数が年間50件以上となった業種として43業種記載しています。

以上を踏まえ、今般、公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法違反行為が多く認められる業種として、下請法違反被疑事件の処理件数を基礎として、当該業種における総事業所数当たりの件数等を総合的に勘案して、法違反が多く認められ、法遵守状況の自主点検の対象となる19業種を選定しました。

建築設計業が含まれる技術サービス業については、法遵守状況の自主点検の対象となる19業種に該当することから、貴団体におかれましては、本年9月の「価格交渉促進月間」(参考2①)を見据えて、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うこととし、本年10月31日までに、傘下企業が実施した自主点検の結果を取りまとめ、国土交通省に報告いただくよう、お願いいたします。

なお、自主点検の結果を取りまとめた報告内容については、公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省において共有するほか、報告内容について公表する場合がありますので、あらかじめ御留意ください。

あわせて、貴団体におかれましては、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう、転嫁円滑化施策パッケージに関する取組(参考2)について、傘下企業に周知いただくよう、お願いいたします。

(参考1) 転嫁円滑化施策パッケージ

## 2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

(1) 価格転嫁円滑化スキームの創設【公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁】

- ・業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設する。この新しい仕組みにおいては、公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、事業者について、①関係省庁から情報提供や要請、②下請事業者が匿名で、「買ったたき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を公正取引委員会・中小企業庁に提供できるホームページの設置(「違反行為情報提供フォーム」)を通じて、広範囲に情報提供を受け付ける。このため、価格転嫁に関する関係省庁連絡会議を内閣官房に設置する。
- ・今年度末までに把握した情報に基づき、来年6月までに、事例、実績、業種別状況等について公正取引委員会・中小企業庁が報告書を取りまとめ、公表する。これにより、問題点を明らかにするとともに、**法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う。**
- ・また、公正取引委員会、中小企業庁は、これらの情報に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて、立入調査を行う。

(参考2) 転嫁円滑化施策パッケージに関連する取組

- ①中小企業庁「価格交渉促進月間(2022年3月)について」(令和4年6月22日公表)

<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220622002/20220622002.html>

- ②公正取引委員会「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査に係る調査票の発送開始及び積極的な情報提供のお願いについて」(令和4年6月3日)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jun/220603\\_kinkyuchousa.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jun/220603_kinkyuchousa.html)

- ③公正取引委員会及び中小企業庁「価格転嫁に係る業種分析報告書について」(令和4年5月31日公表)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220531\\_gyousyubunseki.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220531_gyousyubunseki.html)

- ④公正取引委員会及び中小企業庁「重点立入業種の選定について」(令和4年5月31日公表)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220531\\_jyuutentachiirigyousyu.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220531_jyuutentachiirigyousyu.html)

- ⑤公正取引委員会「荷主と物流事業者との取引に関する調査結果について」(令和4年5月25日公表)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220525\\_buttokuchousakekka.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220525_buttokuchousakekka.html)

- ⑥公正取引委員会及び中小企業庁「下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組の実施について」(令和4年5月20日公表)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220520.html>

- ⑦公正取引委員会「「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の策定について」(令和4年3月30日)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220330\\_kigyoutorihikika\\_01.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220330_kigyoutorihikika_01.html)

- ⑧下請事業者が匿名で「買ったたき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を提供できるフォーム(違反行為情報提供フォーム)の設置(公正取引委員会・中小企業庁)

- ・公正取引委員会「違反行為情報提供フォーム」(令和4年1月26日設置)

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho>

- ・ 中小企業庁「違反行為情報提供フォーム」（令和4年1月26日設置）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2022/220126shitauke.html>

- ⑨ 公正取引委員会「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」

フリーダイヤル「0120-060-110」（不当な下請取引ゼロ（0）ロ（6）ゼロ（0）110 番）  
で、下請法上の解釈に関する相談を受け付けております。

- ⑩ 公正取引委員会「「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組」

[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/index.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html)